

## ＜ 国民年金保険料収納事業に係るモデル事業の実施（現行事業との比較） ＞

		H24.10 開始事業	H25.2 開始事業	現行モデル事業(旧)	モデル事業(新)
対象業務の内容	3(1)(ア) 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務	<p>・民間事業者は、滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。</p> <p>ただし、国民の年金受給権を確保する観点から、<u>滞納者のすべてに対して少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行うことを基本とし</u>、単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結びつくよう、公的年金制度に対する理解や口座振替又はクレジットカード納付(以下「口座振替等」という。)の促進を図ること。</p> <p>なお、上記の「滞納者のすべてに対して納付督促を行うこと」とは、必ずしも接触率100%を求めるものではないものである。</p>	(変更なし)	<p>(略)</p> <p>ただし、国民の年金受給権を確保する観点から、滞納者のすべてに対して少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行うことを基本とするが、<u>電話督促については毎月の頻度で行うこととし</u>、</p> <p>(略)</p>	(変更なし)
契約期間	3(2) 契約(事業対象)期間	平成24年10月1日から平成26年9月30日までとする。 (2年間)	平成25年2月1日から平成27年4月30日までとする。 (2年3か月間)	*モデル事業実施期間 平成25年10月1日から平成26年3月31日までとする。 (6か月間)	*モデル事業実施期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。(1年間)ただし、H24.10 開始事業の4年金事務所は、平成26年9月30日までとする。

< 国民年金保険料収納事業に係るモデル事業の実施（現行事業との比較） >

<p>契約地区</p>	<p>3(3) 対象地区（入札単位） 及び対象年金事務所</p>	<p>別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、3 12年金事務所について、23地区を対 象地区とする。</p>	<p>別紙1-1「対象地区 等一覧」のとおり、196 年金事務所について、 13地区を対象地区と する。</p>	<p>別紙1-1「対象地区等一覧」に 定める対象地域のうち、下表「<u>モ デル事業実施事務所</u>」の年金事 務所の管轄区域に限り、対象業 務の内容（督励頻度）及び実施 体制（戸別訪問員の必須配置 数）を読み替えるものとする。</p>	<p>別紙1-1「対象地区等一覧」 に定める対象地域のうち、下 表「<u>モデル事業実施事務所</u>」 （但し、土浦及び沼津年金事 務所は除く。）の年金事務所の 管轄区域に限り、対象業務の 内容（督励頻度）及び実施体 制（戸別訪問員の必須配置 数）を読み替えるものとする。</p>
<p>事業実施に 関して確保 されるべき 事業の質</p>	<p>3(4)(ア) 滞納者に対する国民年 金保険料の納付督励業 務 ( ) 達成目標の設定</p>	<p>・各年金事務所が目標として定める納付 率を達成するために、滞納者が納付する 必要のある納付月数を、年金事務所ごと に、各期、保険料の種別（現年度保険 料、過年度1年目保険料、過年度2年目 保険料）に応じて設定し、これを達成目標 とする。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし) * 達成目標の納付月数は変更 しない</p>	<p>(変更なし) * 達成目標の納付月数は変更 しない</p>
<p>事業の質</p>	<p>( ) 最低水準の設定</p>	<p>・本事業の最低限の質を確保する観点か ら、現年度保険料及び各過年度保険料 の納付月数について最低水準を設定す る。最低水準は、年金事務所ごとに、各 期、保険料の種別（現年度保険料、過年 度1年目保険料、過年度2年目保険料） に応じて設定する。</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし) * 最低水準の納付月数は変更 しない</p>	<p>(変更なし) * 最低水準の納付月数は変更 しない</p>

< 国民年金保険料収納事業に係るモデル事業の実施（現行事業との比較） >

	3(4)(ア) 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勸奨業務 ( ) 達成目標の設定	・免除等申請手続のうち、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予について、年金事務所ごとに、各期に免除等の承認見込み件数を設定し、これを達成目標とする。	(変更なし)	(変更なし) * 達成目標の免除等承認見込件数は変更しない	(変更なし) * 達成目標の免除等承認見込件数は変更しない
	( ) 最低水準の設定	・本事業の最低限の質を確保する観点から、年金事務所ごとに、各期に最低水準を設定する。	(変更なし)	(変更なし) * 最低水準の免除等承認見込件数は変更しない	(変更なし) * 最低水準の免除等承認見込件数は変更しない
	3(4)(ウ) ( ) 達成目標を超過した場合の増額	・すべての達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.1%を事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。	(変更なし)	(変更なし) * 委託費の計算に用いる金額は、「落札金額」とし変更しない	(変更なし) * 委託費の計算に用いる金額は、「落札金額」とし変更しない
委託費	( ) 達成目標に達しなかった場合の減額	(a)最低水準に達している場合 各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.05%を事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。 (b)最低水準に達していない場合 各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額	(変更なし)	(変更なし) * 委託費の計算に用いる金額は、「落札金額」とし変更しない	(変更なし) * 委託費の計算に用いる金額は、「落札金額」とし変更しない

< 国民年金保険料収納事業に係るモデル事業の実施（現行事業との比較） >

		しない。 また、減額する額は各期に支払われる委託費の50%を限度とする。			
実施体制	3(4)(5) 戸別訪問員の必須配置	<p>・各年金事務所ごとに定めた<u>必須配置数</u>以上配置すること。</p> <p>・対象地区の地域特性を考慮して業務に適切な実施に必要なとなる十分な人員配置に最大限取り組むものとする。 (配置基準は、滞納者 1.5 万人当たり1名)</p>	<p>・各年金事務所ごとに定めた<u>配置数の設置を必須</u>とすること。</p> <p>・これに基づき配置した従事者の管理を適切に行い、他の督励手法と効果的に組み合わせることで実施すること。 (配置基準は、滞納者 1.5 万人当たり1名)</p>	<p>・各年金事務所ごとに定めた<u>必須配置数</u>を下表「モデル事業実施事務所」の戸別訪問員<u>必須配置数</u>に読み替える。 (配置基準は、事務所により滞納者 1.0 万人当たり1名又は滞納者 0.5 万人当たり1名の割合で算出した人数)</p>	<p>・各年金事務所ごとに定めた<u>必須配置数</u>を下表「モデル事業実施事務所」(但し、土浦及び沼津年金事務所は除く。)の戸別訪問員<u>必須配置数</u>に読み替える。 (配置基準は、事務所により滞納者 1.0 万人当たり1名又は滞納者 0.5 万人当たり1名の割合で算出した人数)</p>

表「モデル事業実施事務所」

契約地区	年金事務所	戸別訪問員必須配置数	必須配置基準
東北	仙台北	5人	1.0万人当たりに1人
北関東・信越	土浦	16人	0.5万人当たりに1人
南関東	松戸	21人	0.5万人当たりに1人
南関東	足立	14人	0.5万人当たりに1人
中部	沼津	4人	1.0万人当たりに1人
近畿	東大阪	10人	0.5万人当たりに1人
近畿	平野	4人	1.0万人当たりに1人
中国	米子	4人	0.5万人当たりに1人
四国	高松西	3人	1.0万人当たりに1人
九州	大分	7人	0.5万人当たりに1人